

総務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
44	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	地域公共ネットワーク 等強じん化事業費補 助金(観光・防災Wi- Fiステーション整備事 業)に係る対象要件の 緩和	観光・防災Wi-Fiステーションの 整備促進を図るため、交付対象 となる施設・設備要件の緩和や 交付額の下限の引下げを行うと ともに、鉄道施設等公共性の高 い場所への整備についても交付 対象に加えるよう見直しを行うこ と。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円)の設定があ り、また、申請マニュアルにおいて、「屋外設備を条件とする」、「一定程度以上は屋外に観光・防災 Wi-Fiステーションを建柱することを基本」とするなど、最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。 鉄塔建設にあたっては、用地の選定・取得するなど、自治体としてはハードルが高いことから、鉄塔 の建設を必須としない形に補助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所につい ても、防災拠点と観光拠点に限定されているが、鉄道施設等公共性の高い場所においても観光・ 防災情報を提供することが有益であることから、対象外とされている鉄道施設等についても対象箇 所としていただきたい。 【支障事例】 県内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いため、本事業を活 用できないとの声があった。また、観光施設等を整備するにあたっては、動線上の鉄道施設等も合 せて整備する必要があるため、補助対象としてほしいとの声があった。	地域公共ネットワーク 等強じん化事業費補 助金交付要綱	総務省	愛知県
155	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	私立学校耐震化に係 る緊急防災・減災事業 債の対象の拡大	平成27年度から、私立学校施設 の耐震工事に対して地方公共団 体が独自に助成する場合は、緊 急防災・減災事業債の対象にで きるようになったが、私立小中高 等学校の場合、起債の対象とな る施設が指定避難所に限られて おり、対象となる施設が少数であ るため、指定避難所の要件を撤 廃していただきたい。	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に際し、文部科学省が実施する補助事業に乗せする形で独 自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏 み切れない学校法人もあり、平成26年4月1日時点における本県の私立小中等高等学校施設の耐震 化率は67.9%・全国39位となっている。 【地方財政措置の状況】 平成27年度から、指定避難所とされている学校施設の耐震補強工事に対し、緊急防災・減災事業 債(充当率100%、交付税措置率70%)が適用可能となった。 【具体的な支障事例】 耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災・減災事業債 の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討し ているところである。 しかし、本県内私立小中等高等学校の未耐震化施設には、近隣の施設が指定されていることなどか ら避難所指定が見込めない施設があり、せっかく認められた緊急防災・減災事業債が適用できな い状況にある。 【制度改正の必要性】 上記のとおり、指定避難所とされていない施設については、緊急防災・減災事業債の対象とはなら ない状況にある。指定避難所とされた施設以外であっても緊急防災・減災事業債の対象となれば、 全ての学校施設に対して県の補助率の見直しを行うことができるため、設置者負担が緩和され、耐 震化の更なる促進が見込まれる。 児童生徒の安全のため、学校施設の耐震化は喫緊の課題であるので、緊急防災・減災事業債の 私立学校施設の耐震化事業に係る指定避難所の要件を撤廃していただきたい。	平成27年4月21日付 文部科学省初等中等 教育局幼児教育課 文部科学省高等教 育局私学部私学助成課 事務連絡 「平成27年度における 耐震化事業について」	総務省 文部科学省	長崎県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
241	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校施設の長寿命化 対策に係る支援制度 の充実	<p>老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債充当可能とし、元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物一棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備費国庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。</p> <p>【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。</p> <p>【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。</p>	<p>義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律第12条 第2項 学校施設環境改善交 付金交付要綱第2第2 項及び別表1</p>	<p>総務省 文部科学省</p>	<p>徳島県 滋賀県 京都府 大阪府 和歌山県 鳥取県 香川県 愛媛県 高知県 京都市 関西広域連 合</p>